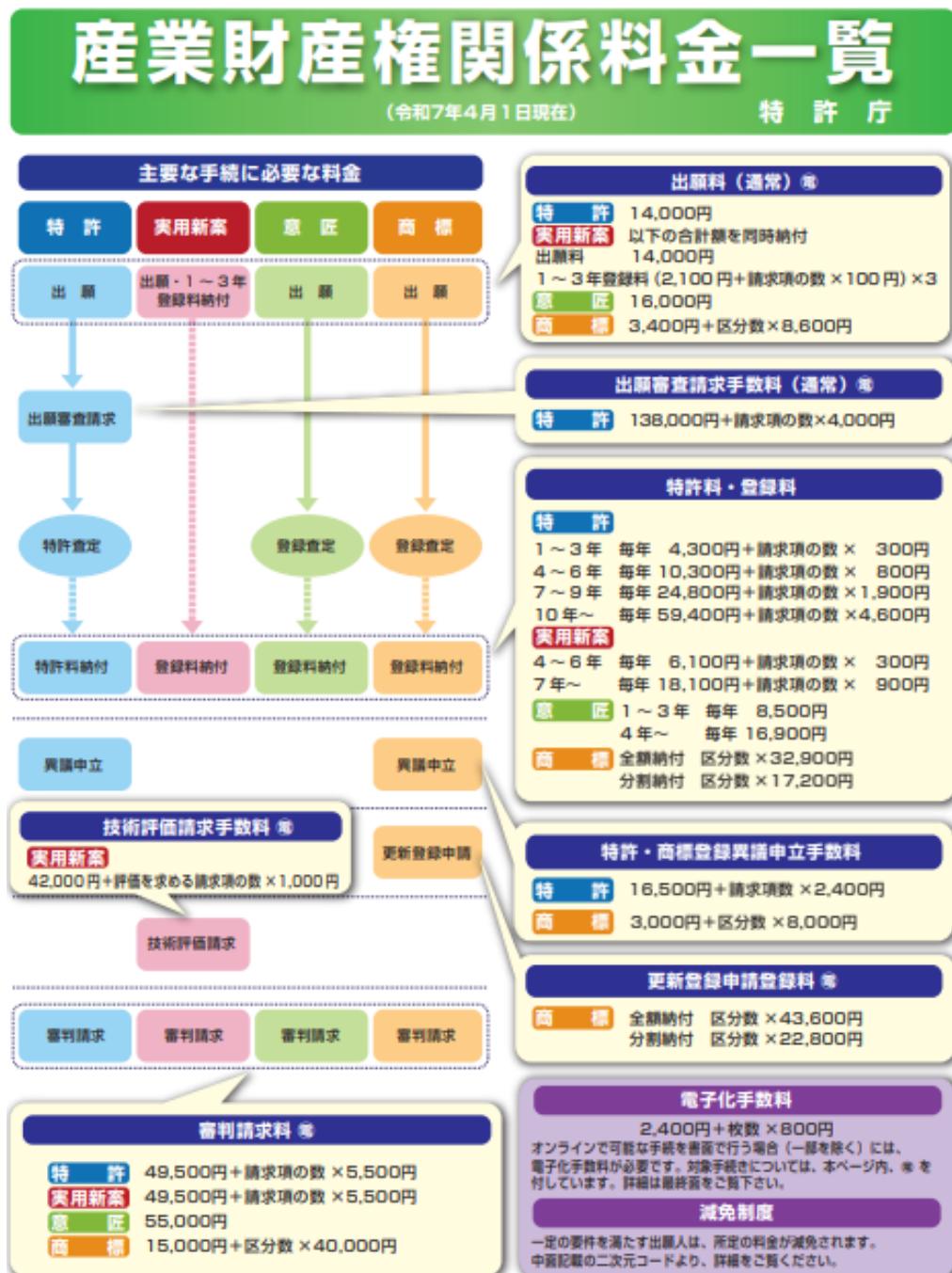


1. 産業財産権関係料金一覧



- ✓ 令和7年4月1日時点の主要料金です。その他の手続に必要な料金は、次ページ以降又は特許庁ホームページの**産業財産権関係料金一覧**でお確かめください。
- ✓ 令和4年4月1日施行の料金改定について、新旧料金の適用関係等の詳細は、特許庁ホームページの「令和3年特許法等改正に伴う料金改定のお知らせ（令和4年4月1日施行）」にて御確認ください。

1. 出願料

(1) 特許

・特許出願	14,000 円
・特許法第 36 条の 2 第 2 項の外国語書面出願	22,000 円
・特許法第 38 条の 3 第 3 項の規定による手続	14,000 円
・特許法第 184 条の 5 第 1 項の規定による手続	14,000 円
・特許法第 184 条の 20 第 1 項の規定による申出	14,000 円
・特許権の存続期間の延長登録出願（医薬品等）	74,000 円
・特許権の存続期間の延長登録出願（期間補償）	43,600 円

(2) 実用新案（出願時、出願料と併せて第 1 年から第 3 年までの各年分の登録料の納付が必要）

・実用新案登録出願	14,000 円
・実用新案法第 48 条の 5 第 1 項の規定による手続	14,000 円
・実用新案法第 48 条の 16 第 1 項の規定による申出	14,000 円

(3) 意匠

・意匠登録出願	16,000 円
※複数意匠一括出願の場合は、一意匠につき 16,000 円	
・秘密意匠の請求	5,100 円
※複数意匠一括出願の場合は、一意匠につき 5,100 円	

(4) 商標

・商標登録出願	3,400 円 + (区分数 × 8,600 円)
・防護標章登録出願又は防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録出願	6,800 円 + (区分数 × 17,200 円)

2. 審査・審判請求料等

(1) 特許

①出願審査請求	138,000 円 + (請求項の数 × 4,000 円)
(a) 特許庁が国際調査報告を作成した国際特許出願	83,000 円 + (請求項の数 × 2,400 円)
(b) 特許庁以外が国際調査報告を作成した国際特許出願	124,000 円 + (請求項の数 × 3,600 円)
(c) 特定登録調査機関が交付した調査報告書を提示した場合	110,000 円 + (請求項の数 × 3,200 円)
②誤訳訂正書による明細書、特許請求の範囲又は図面の補正	19,000 円
③判定請求	40,000 円
④裁判請求	55,000 円

⑤裁定取消請求	27,500 円
⑥特許異議の申立て	16,500 円 + (請求項の数×2,400 円)
⑦特許異議の申立ての審理への参加申請	3,300 円
⑧審判（再審）請求	49,500 円 + (請求項の数×5,500 円)
⑨明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正請求	49,500 円 + (請求項の数×5,500 円)
⑩特許権の存続期間の延長登録に係る審判又はその審判に 係る再審請求	55,000 円
⑪審判又は再審への当事者の参加申請	55,000 円
⑫審判又は再審への補助参加申請	16,500 円

(2) 実用新案

①実用新案技術評価請求	42,000 円 + (請求項の数×1,000 円)
(特許庁が国際調査報告を作成した国際実用新案登録出願)	8,400 円 + (請求項の数×200 円)
(特許庁以外が国際調査報告を作成した国際実用新案登録出 願)	33,600 円 + (請求項の数×800 円)
②明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面の訂正	1,400 円
③判定請求	40,000 円
④裁定請求	55,000 円
⑤裁定取消請求	27,500 円
⑥審判（再審）請求	49,500 円 + (請求項の数×5,500 円)
⑦審判又は再審への当事者の参加申請	55,000 円
⑧審判又は再審への補助参加申請	16,500 円

(3) 意匠

①判定請求	40,000 円
②裁定請求	55,000 円
③裁定取消請求	27,500 円
④審判（再審）請求	55,000 円
⑤審判又は再審への当事者の参加申請	55,000 円
⑥審判又は再審への補助参加申請	16,500 円

(4) 商標

①判定請求	40,000 円
②商標（防護標章）登録異議申立	3,000 円 + (区分数×8,000 円)
③商標（防護標章）登録異議申立の審理への参加申請	3,300 円
④審判（再審）請求	15,000 円 + (区分数×40,000 円)
⑤審判又は再審への当事者の参加申請	55,000 円

⑥審判又は再審への補助参加申請

16,500円

3. 特許料・登録料

(1) 特許料

○平成16年4月1日以降に審査請求をした出願

第1年から第3年まで

毎年4,300円に1請求項につき300円を加えた額

第4年から第6年まで

毎年10,300円に1請求項につき800円を加えた額

第7年から第9年まで

毎年24,800円に1請求項につき1,900円を加えた額

第10年から第25年まで

毎年59,400円に1請求項につき4,600円を加えた額

※第21年以降は延長登録の出願があった場合に限ります。

※上記に該当しない出願については、特許庁ホームページで御確認ください。

(2) 実用新案登録料

第1年から第3年まで

毎年2,100円に1請求項につき100円を加えた額

第4年から第6年まで

毎年6,100円に1請求項につき300円を加えた額

第7年から第10年まで

毎年18,100円に1請求項につき900円を加えた額

(3) 意匠登録料

第1年から第3年まで

毎年8,500円

第4年から第25年まで

毎年16,900円

※第16年から第20年については、平成19年4月1日以降の出願のみ対象です。

※第21年から第25年については、令和2年4月1日以降の出願のみ対象です。

(4) 商標登録料

・商標登録料	区分数×32,900円
分納額（前期・後期支払分）	区分数×17,200円
・更新登録申請	区分数×43,600円
分納額（前期・後期支払分）	区分数×22,800円
・商標権の分割申請	30,000円
・防護標章登録料	区分数×32,900円
・防護標章更新登録料	区分数×37,500円

4. 回復手数料

・特許	212,100円
・実用新案	21,800円
・意匠	24,500円
・商標	86,400円

5. その他の手数料

(1) 特許法等関係手数料

①期間の延長、期日の変更	2,100 円
②期間経過後の期間の延長	4,200 円
③期間経過後の期間の延長（特許法第 50 条の規定により指定された期間に係るもの）	51,000 円
④期間経過後の期間の延長（意匠法第 19 条において準用する特許法第 50 条の規定により指定された期間に係るもの）	7,200 円
⑤登録証の再交付請求	4,600 円
⑥承継の届出（名義変更）	4,200 円
⑦証明請求	
(書面)	1,400 円
(オンライン)	1,100 円
⑧書類の閲覧請求	1,500 円
⑨紙原簿の閲覧請求	300 円
⑩ファイル記録事項の閲覧請求	
(書面)	900 円
(オンライン)	600 円
⑪登録事項の閲覧請求（磁気原簿）	
(書面)	800 円
(オンライン)	600 円
⑫書類謄本の交付請求	1,400 円
⑬紙原簿謄本の交付請求	350 円
⑭ファイル記録事項記載書類の交付請求	
(書面)	1,300 円
(オンライン)	1,000 円
⑮登録事項記載書類の交付請求（磁気原簿）	
(書面)	1,100 円
(オンライン)	800 円
⑯磁気ディスクへの記録（電子化手数料）	2,400 円 + （書面のページ数 × 800 円）

(2) 国際出願（特許・実用新案）関係手数料（令和 7 年 10 月 1 日時点）

①国際出願手数料

- ・国際出願の用紙の枚数が 30 枚まで (A) 242,700 円
- ・30 枚を越える用紙 1 枚につき (B) 2,700 円

・オンライン出願した場合の減額（上記AとBの合計額から減額）	54,700円
②送付手数料	
・国際出願1件につき	17,000円
③調査手数料	
・国際調査機関：日本国特許庁（ISA/JP）	
国際出願（日本語）1件につき	143,000円
国際出願（英語）1件につき	169,000円
・国際調査機関：欧州特許庁（ISA/EP）	317,600円
・国際調査機関：シンガポール知的財産庁（ISA/SG）	264,000円
・国際調査機関：インド特許庁（ISA/IN）	17,600円（法人の場合） 4,400円（個人の場合）
④国際調査の追加手数料	
・国際調査機関：日本国特許庁（ISA/JP）	
国際出願（日本語）1件につき	105,000円×（請求の範囲の発明の数－1）
国際出願（英語）1件につき	168,000円×（請求の範囲の発明の数－1）
⑤予備審査手数料	
・国際予備審査機関：日本国特許庁（IPEA/JP）	
国際出願（日本語）1件につき	34,000円
国際出願（英語）1件につき	69,000円
⑥取扱手数料	
・国際予備審査請求1件につき	36,500円
⑦予備審査の追加手数料	
・国際予備審査機関：日本国特許庁（IPEA/JP）	
国際出願（日本語）1件につき	28,000円×（請求の範囲の発明の数－1）
国際出願（英語）1件につき	45,000円×（請求の範囲の発明の数－1）
⑧文献の写しの請求に係る手数料	
・請求書1件につき	1,400円
⑨書類の謄本又はファイル記録事項を記載した書面の交付に係る手数料	
・請求書1件につき	1,400円
⑩優先権の書類の国際事務局への送付の請求に係る手数料1件につき	1,400円
⑪国際出願に関する書類についての証明書の交付の請求に係る手数料1件につき	1,400円
⑫先の調査の結果の送付請求に係る手数料1件につき	1,700円

(注) 為替の変動等により関係手数料が変わることがありますので、最新の手数料は、特許庁ホームページ「[国際出願関係手数料表](#)」で御確認ください。

(3) 国際登録出願（意匠）手数料

①日本特許庁に支払う手数料（別途、国際事務局（WIPO）へ支払う②の手数料が必要）		
※日本国特許庁を介した国際出願（国際登録出願）を行う場合のみ必要		3,500 円
②国際事務局（WIPO）に支払う手数料		
・国際登録出願		
(基本手数料)	< 1 意匠目 >	397 スイスフラン
	< 2 意匠目以降、1 意匠ごと >	50 スイスフラン
(公表手数料)	< 1 複製物ごと >	17 スイスフラン
	< 書面で複製物を提出する場合 複製物を記載した書面の 2 ページ目以降、追加ページごと >	150 スイスフラン
(追加手数料)	< 意匠の説明が 100 単語を超える場合、101 単語以降 1 単語ごと >	2 スイスフラン
(指定手数料)	指定国ごとの標準指定手数料又は個別指定手数料のいずれか ※ 各指定国の標準指定手数料の等級及び個別指定手数料の額については、特許庁ホームページの「 ハーグ協定指定手数料一覧表 」を御確認ください。)	
・標準指定手数料：指定国ごとの所定の等級の手数料（個別指定手数料の国以外）		
等級 1 の指定国	< 1 意匠目 >	42 スイスフラン
	< 2 意匠目以降、1 意匠ごと >	2 スイスフラン
等級 2 の指定国	< 1 意匠目 >	60 スイスフラン
	< 2 意匠目以降、1 意匠ごと >	20 スイスフラン
等級 3 の指定国	< 1 意匠目 >	90 スイスフラン
	< 2 意匠目以降、1 意匠ごと >	50 スイスフラン
・個別指定手数料：指定国ごとの所定の手数料（標準指定手数料の国以外）		
日本の個別指定手数料	< 1 意匠ごと >	436 スイスフラン
・国際登録の存続期間の更新申請（5年ごとの請求）		
(基本手数料)	< 1 意匠目 >	200 スイスフラン
	< 2 意匠目以降、1 意匠ごと >	17 スイスフラン
(指定手数料)	指定国毎の標準指定手数料又は個別指定手数料のいずれか ※ 各指定国の標準指定手数料の等級及び個別指定手数料の額については、WIPO ウェブサイトで御確認ください。	
・標準指定手数料：指定国ごとに所定の等級の手数料（個別指定手数料の国以外）		
	< 1 意匠目 >	21 スイスフラン
	< 2 意匠目以降、1 意匠ごと >	1 スイスフラン
・個別指定手数料：指定国ごとの所定の手数料（標準指定手数料の国以外）		
日本の個別指定手数料	< 1 意匠ごと >（更新 1～4 回目）	493 スイスフラン

（注）為替の変動等により関係手数料が変わることがありますので、最新の手数料は、特許庁ホームページ「[意匠の国際登録出願（ハーグ出願）関係手数料](#)」で御確認ください。

(4) 国際登録出願（商標）関係の主な手数料

①日本国特許庁の手数料（別途、国際事務局(WIPO)へ支払う②の手数料が必要）	
・国際登録出願（MM2 書面による出願の場合）	9,000 円
・国際登録出願（令和6年1月1日以降のMadrid e-Filingによる出願の場合）	9,000 円に相当する額
※ 9,000 円に相当する額をスイスフランで WIPO に納付する必要があります。（令和7年10月1日現在、54 スイスフラン）	
・事後指定	4,200 円
・国際登録の存続期間の更新申請	4,200 円
・国際登録の名義人の変更の記録の請求	4,200 円
②国際事務局（WIPO）に支払う手数料	
※ 以下の手数料のほか、権利を取得する国により個別手数料が必要となる場合があります。個別手数料が必要な国及び金額については、特許庁ホームページの「マドリッド協定議定書個別手数料一覧表」を御確認ください。	
・国際登録出願	
(基本手数料) <標章が白黒>	653 スイスフラン
<標章がカラー>	903 スイスフラン
(付加手数料) <1 指定国ごと>	100 スイスフラン
※ 個別手数料を受領する締約国のみを指定した場合は不要。別途個別手数料を支払う。	
(追加手数料) <国際分類の数が3を超えた1区分ごと>	100 スイスフラン
※ 個別手数料を受領する締約国のみを指定した場合は不要。別途個別手数料を支払う。	
・事後指定	
(基本手数料)	300 スイスフラン
(付加手数料) <1 指定国ごと>	100 スイスフラン
※ 個別手数料を受領する締約国のみを指定した場合は不要。別途個別手数料を支払う。	
・国際登録の存続期間の更新申請	
(基本手数料)	653 スイスフラン
(付加手数料) <1 指定国ごと>	100 スイスフラン
※ 個別手数料を受領する締約国のみを指定した場合は不要。別途個別手数料を支払う。	
(追加手数料) <国際分類の数が3を超えた1区分ごと>	100 スイスフラン
※ 個別手数料を受領する締約国のみを指定した場合は不要。別途個別手数料を支払う。	
・国際登録の名義人の変更の記録の申請	177 スイスフラン

(注) 為替の変動等により関係手数料が変わることがありますので、最新の手数料は、特許庁ホームページ「[国際出願に要する手数料](#)」で御確認ください。

(5) 弁理士試験受験手数料

12,000 円

6. 登録免許税（収入印紙で納付）

(1) 特許権の登録（特許権の信託の登録を含む）

①特許権の移転の登録		
・相続又は法人の合併による移転の登録	<特許権の件数>	1 件につき 3,000 円
・その他の原因による移転の登録	<特許権の件数>	1 件につき 15,000 円
②専用実施権（仮専用実施権を含む。以下同じ。）の設定又は保存の登録（仮専用実施権に係る特許出願について特許権の設定の登録があったことに伴い当該仮専用実施権の設定行為で定めた範囲内において受けるものを除く。）	<専用実施権の件数>	1 件につき 15,000 円
③特許権若しくは専用実施権を目的とする質権の設定又は特許権、専用実施権若しくは当該質権の処分の制限の登録	<債権額>	1000 分の 4
④専用実施権の移転又は特許権若しくは専用実施権を目的とする質権の移転の登録		
・相続又は法人の合併による移転の登録	<特許権等の件数>	1 件につき 1,500 円
・その他の原因による移転の登録	<特許権等の件数>	1 件につき 3,000 円
⑤信託の登録		
・質権の信託の登録	<債権額>	1000 分の 2
・質権以外の権利の信託の登録	<特許権等の件数>	1 件につき 3,000 円
⑥付記登録、仮登録、抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録（これらの登録のうち①から⑤までの登録に該当するものを除く）	<特許権等の件数>	1 件につき 1,000 円
⑦登録の抹消	<特許権等の件数>	1 件につき 1,000 円

(2) 実用新案権の登録（実用新案権の信託の登録を含む）

①実用新案権の移転の登録		
・相続又は法人の合併による移転の登録	<実用新案権の件数>	1 件につき 3,000 円
・その他の原因による移転の登録	<実用新案権の件数>	1 件につき 9,000 円
②専用実施権の設定又は保存の登録	<専用実施権の件数>	1 件につき 9,000 円
③実用新案権若しくは専用実施権を目的とする質権の設定又は実用新案権、専用実施権若しくは当該質権の処分の制限の登録	<債権額>	1000 分の 4
④専用実施権の移転又は実用新案権若しくは専用実施権を目的とする質権の移転の登録		
・相続又は法人の合併による移転の登録	<実用新案権等の件数>	1 件につき 1,500 円
・その他の原因による移転の登録	<実用新案権等の件数>	1 件につき 3,000 円

⑤信託の登録		
・質権の信託の登録	<債権金額>	1000 分の 2
・質権以外の権利の信託の登録	<実用新案権等の件数>	1 件につき 3,000 円
⑥付記登録、仮登録、抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録（これらの登録のうち①から⑤までの登録に該当するものを除く）	<実用新案権等の件数>	1 件につき 1,000 円
⑦登録の抹消	<実用新案権等の件数>	1 件につき 1,000 円

(3) 意匠権の登録（意匠権の信託の登録を含み、国際登録簿への登録を除く。）

①意匠権の移転の登録		
・相続又は法人の合併による移転の登録	<意匠権の件数>	1 件につき 3,000 円
・その他の原因による移転の登録	<意匠権の件数>	1 件につき 9,000 円
②専用実施権の設定又は保存の登録	<専用実施権の件数>	1 件につき 9,000 円
③意匠権若しくは専用実施権を目的とする質権の設定又は意匠権、専用実施権若しくは当該質権の処分の制限の登録	<債権金額>	1000 分の 4
④専用実施権の移転又は意匠権若しくは専用実施権を目的とする質権の移転の登録		
・相続又は法人の合併による移転の登録	<意匠権等の件数>	1 件につき 1,500 円
・その他の原因による移転の登録	<意匠権等の件数>	1 件につき 3,000 円
⑤信託の登録		
・質権の信託の登録	<債権金額>	1000 分の 2
・質権以外の権利の信託の登録	<意匠権等の件数>	1 件につき 3,000 円
⑥付記登録、仮登録、抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録（これらの登録のうち①から⑤までの登録に該当するものを除く）	<意匠権等の件数>	1 件につき 1,000 円
⑦登録の抹消	<意匠権等の件数>	1 件につき 1,000 円

(4) 商標権の登録（商標権の信託の登録を含み、国際登録簿への登録を除く。）

①商標権の移転の登録		
・相続又は法人の合併による移転の登録	<商標権の件数>	1 件につき 3,000 円
・その他の原因による移転の登録	<商標権の件数>	1 件につき 30,000 円
②専用使用権又は通常使用権の設定又は保存の登録	<専用使用権又は通常使用権の件数>	1 件につき 30,000 円
③商標権、専用使用権若しくは通常使用権を目的とする質権の設定又は商標権、専用使用権、通常使用権若しくは当該質権の処分の制限の登録		

	<債権金額>	1000 分の 4
④専用使用権若しくは通常使用権の移転又はこれらの権利若しくは商標権を目的とする質権の移転の登録		
・相続又は法人の合併による移転の登録	<商標権等の件数>	1 件につき 3,000 円
・その他の原因による移転の登録	<商標権等の件数>	1 件につき 9,000 円
⑤信託の登録		
・質権の信託の登録	<債権金額>	1000 分の 2
・質権以外の権利の信託の登録	<商標権等の件数>	1 件につき 9,000 円
⑥付記登録、仮登録、抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録（これらの登録のうち①から⑤までの登録に該当するものを除く）	<商標権等の件数>	1 件につき 1,000 円
⑦登録の抹消	<商標権等の件数>	1 件につき 1,000 円

7. 特許出願非公開制度関係手数料（収入印紙で納付）

・外国出願の禁止に関する事前確認	25,000 円
------------------	----------